

フランス知財関連情報

PACTE 法によりフランス特許制度が大きく変化 (Vol.2)

2020年7月13日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

2019年に成立した PACTE 法 (le Plan d'Action pour la Croissance et la Transformation des Entreprises 企業の成長・変革のための行動計画) に基づき、フランスで順次新法が施行されている。

同法は、特に中小企業の成長、経営革新、又は雇用促進などを目的とする。この目的を実現するために、会社法、外資規制、労働法、さらには知的財産権といった広範な法域において様々な法改正が予定されている。知的財産に関しては、欧州や他国の基準・制度に近づけるための改正が多い。

近年、コストと時間を要する欧州出願を回避して、市場規模が大きく、かつ権利行使しやすいドイツへの出願が増加する傾向が見られる。今回の PACTE 法可決を受けて、中長期的な観点で、フランス出願への注目が集まる可能性がある。

以下、施行済の主な法改正を紹介する。

(各リンク：フランス工業所有権庁 (INPI) HP の関連記事、フランス語のみ)

【全3頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK
外国専門部長：岡部 泰隆（大阪本部在籍）
TEL：06-6351-4384（代表）
E-Mail：iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> :<http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> :<http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> :<http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。